

環廃企発第 090910003 号
平成 21 年 9 月 10 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長

家電リサイクルに係る指定引取場所の運用の変更について

日頃より廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）については、同法の本格施行（平成 13 年 4 月）から 5 年を経過し、同法附則に規定する見直しの時期を迎えたため、平成 18 年 6 月より、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において施行状況の評価・検討が行われ、平成 20 年 2 月に「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられ、中央環境審議会から環境大臣に意見具申されました。

同報告書においては、「現在、メーカーによって A・B 2 グループに分かれている指定引取場所の配置に関しては、小売業者が収集運搬を行うに当たり、利便性が低く、小売業者にとって負担が重いとの指摘がある。このため、現在 A・B 両グループに分かれているメーカーは、原則としてすべての指定引取場所に A・B 両グループの廃家電を持ち込めるよう、A・B 共有化を早期に実現する」べきである、との指摘がなされました。これを受けて、製造業者等は、まず、平成 20 年 10 月から 41 箇所の指定引取場所の共有化を実施しましたが、残る指定引取場所についても、この度、本年 10 月 1 日より共有化が実施されることとなりました。これにより、全国全ての指定引取場所（379 箇所）において、全メーカーの廃家電の引取りが可能となります。

については、貴職におかれては、本件を管下市区町村に対し御周知いただくとともに、地域住民、小売業者等地域の関係者への周知につきまして、御協力方よろしくお願い申し上げます。

添付資料：指定引取場所一覧（379 箇所）

【お問い合わせ先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室 正岡・森本
TEL：03-3581-3351（内線 6836）
E-mail：TAKAO_MORIMOTO@env. go. jp